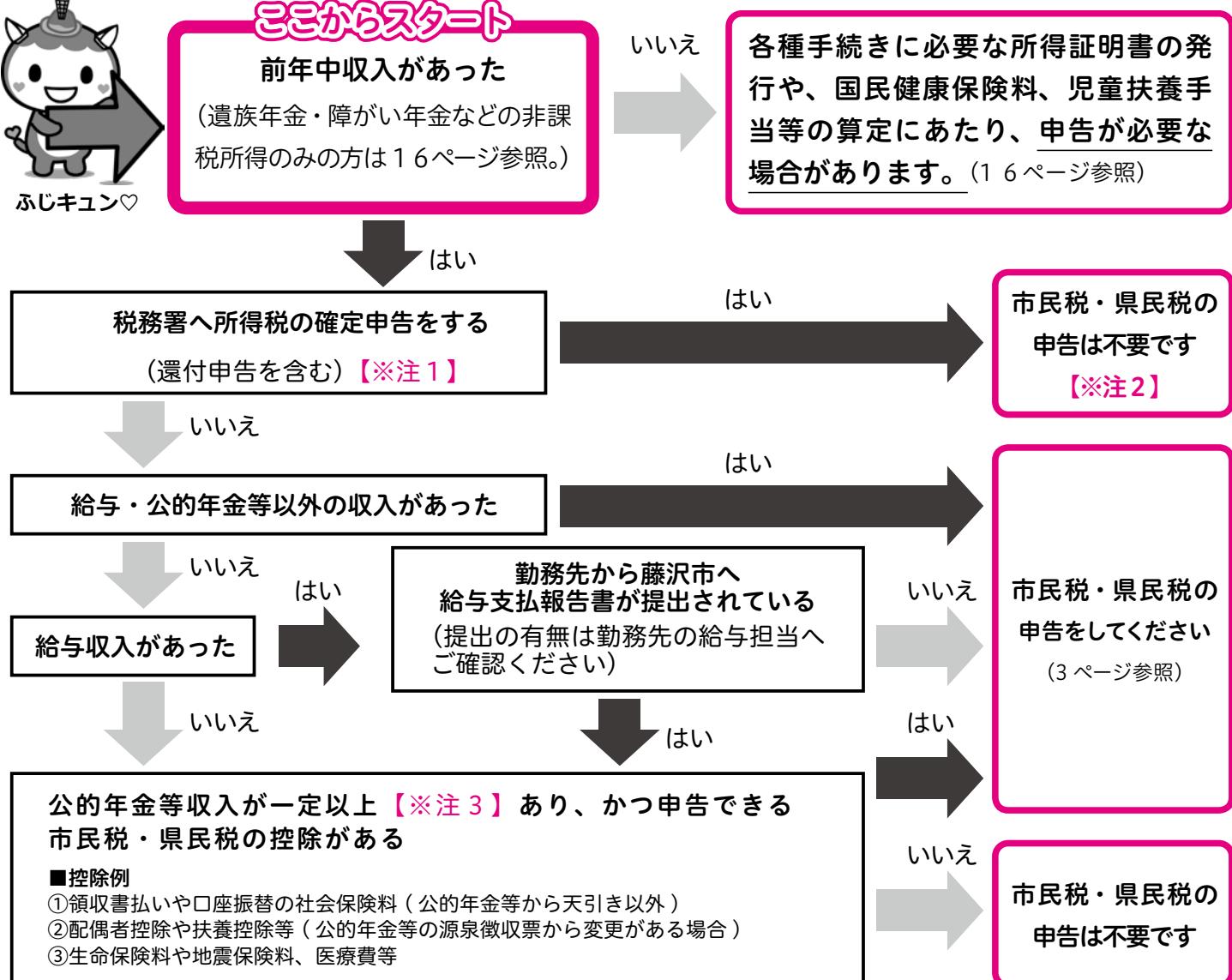


令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の説明書（藤沢市）

(1) 申告の必要有無フローチャート

令和8年1月1日に藤沢市内に住所がある方は、以下の表を参考に申告を行う必要があるかご確認ください。



【※注1】ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は、税務署へお問い合わせください。

【※注2】確定申告を提出された場合、市民税・県民税申告書を提出する必要はございません。

【※注3】昭和36年1月1日以前生まれの方で、公的年金等の収入金額が155万円超の方

昭和36年1月2日以降生まれの方で、公的年金等の収入金額が105万円超の方

市民税・県民税申告に関するお問い合わせ

お問い合わせ前に必ず 17、18 ページをお読みください

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 市民税課

TEL 0466-25-1111 (代表)

藤沢市ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zekin/shimin/setsume/shinkoku.html>



所得税の確定申告に関するお問い合わせ・相談先

〒 251-8566 藤沢市朝日町1番地の11
国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901
藤沢税務署 TEL 0466-22-2141

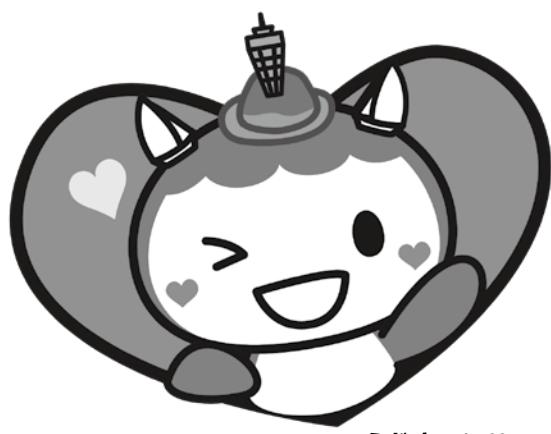
国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>



(2) 目次

(1) 申告の必要有無フローチャート	1 ページ
(2) 目次	2 ページ
(3) 申告方法	3 ページ
(4) 課税されない方	4 ページ
(5) 所得金額の項目	5 ページ
(6) 所得から差し引かれる控除額の項目	6 ページ
(7) 税額から差し引かれる控除額の項目	9 ページ
(8) 計算方法（総合課税分）	10 ページ
(9) 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択	11 ページ
(10) 申告書の書き方	12 ページ
(11) 医療費控除の明細書の書き方、医療費控除の明細書	14 ページ
(12) 令和8年度（令和7年中）の収入がなかった方	16 ページ
(13) 申告Q & A	17 ページ
(14) 令和8年度市民税・県民税の申告書添付書類台紙	19 ページ



(3) 申告方法

申告期限

令和8年3月16日(月)

申告方法

次の①～④の方法でご申告ください



ふじキュン♡

① 郵送で提出

令和8年度市民税・県民税申告書へ必要事項を記入し、必要書類（下記参照）を同封して、藤沢市役所市民税課（1ページ参照）まで送付してください。添付書類の返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

② 電子で提出

スマートフォンやパソコンで、マイナンバーカードを利用した電子申告が可能となりました。

③ 本庁舎受付（本庁舎で提出）

I 場所 藤沢市役所 本庁舎 4階 市民税課窓口

II 期間 2月16日(月)～3月16日(月)（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※3月1日(日)(12:00～13:00を除く)は休日窓口を行います。

III 時間 8:30～17:00

※受付せず、窓口にて提出のみ行う場合は切手貼付済みの返信用封筒が必要になります。（書類返送希望者のみ）

④ 出張申告

時間 9:30～16:30(12:00～13:00を除く) 開始時間の直前に開場予定です。

受付場所	受付日
善行市民センター	2月20日(金)
片瀬市民センター	2月24日(火)
鶴沼市民センター	2月25日(水)
遠藤市民センター	2月26日(木)
六会市民センター	2月27日(金)
明治市民センター	3月3日(火)

受付場所	受付日
辻堂市民センター	3月4日(水)
長後市民センター	3月5日(木)
湘南台市民センター	3月9日(月)
御所見市民センター	3月10日(火)
湘南大庭市民センター	3月11日(水)

必要書類

<input type="checkbox"/> 令和8年度市民税・県民税申告書（申告会場に用意してあります） 藤沢市公式ウェブサイトでも申告書を作成できます。詳しくは11ページをご覧ください。																										
<input type="checkbox"/> 令和8年度市民税・県民税の申告書添付書類台紙（郵送で必要書類を提出する場合のみ）																										
<input type="checkbox"/> 次のいずれか一つ（郵送の場合はコピーを同封） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード（記載内容は最新のもの）+本人確認書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）入りの住民票+本人確認書類（運転免許証等）																										
<input type="checkbox"/> 令和7年中の収入や控除等がわかるもの（該当する場合のみ） <table border="1"><thead><tr><th>所得（収入）・控除</th><th>必 要 書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td><input type="checkbox"/> 給与収入・年金収入</td><td>源泉徴収票</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他の所得</td><td>収入金額や必要経費がわかる書類</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 雑損控除</td><td>災害による損失や補填の金額がわかる書類</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 医療費控除</td><td>医療費控除の明細書（15ページを利用して合計額を計算してください。）</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> （セルフメディケーション税制）</td><td>セルフメディケーション税制の明細書（合計額を計算したもの）と一定の取組がわかる書類（詳しくは6ページをご覧ください。）</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 社会保険料控除</td><td>控除証明書</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除</td><td>支払った掛金額の証明書</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 生命保険料控除</td><td>控除証明書</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 地震保険料控除</td><td>控除証明書</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 障害者控除</td><td>障がいの種別や等級のわかる手帳又は障がい者控除対象者認定書等</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 勤労学生控除</td><td>学生証、在学証明書等</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 寄附金税額控除</td><td>寄附金の領収書・寄附金控除に関する証明書・受領証等の原本</td></tr></tbody></table>	所得（収入）・控除	必 要 書 類	<input type="checkbox"/> 給与収入・年金収入	源泉徴収票	<input type="checkbox"/> その他の所得	収入金額や必要経費がわかる書類	<input type="checkbox"/> 雑損控除	災害による損失や補填の金額がわかる書類	<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除の明細書（15ページを利用して合計額を計算してください。）	<input type="checkbox"/> （セルフメディケーション税制）	セルフメディケーション税制の明細書（合計額を計算したもの）と一定の取組がわかる書類（詳しくは6ページをご覧ください。）	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	控除証明書	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	控除証明書	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	控除証明書	<input type="checkbox"/> 障害者控除	障がいの種別や等級のわかる手帳又は障がい者控除対象者認定書等	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	学生証、在学証明書等	<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除	寄附金の領収書・寄附金控除に関する証明書・受領証等の原本
所得（収入）・控除	必 要 書 類																									
<input type="checkbox"/> 給与収入・年金収入	源泉徴収票																									
<input type="checkbox"/> その他の所得	収入金額や必要経費がわかる書類																									
<input type="checkbox"/> 雑損控除	災害による損失や補填の金額がわかる書類																									
<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除の明細書（15ページを利用して合計額を計算してください。）																									
<input type="checkbox"/> （セルフメディケーション税制）	セルフメディケーション税制の明細書（合計額を計算したもの）と一定の取組がわかる書類（詳しくは6ページをご覧ください。）																									
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	控除証明書																									
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書																									
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	控除証明書																									
<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	控除証明書																									
<input type="checkbox"/> 障害者控除	障がいの種別や等級のわかる手帳又は障がい者控除対象者認定書等																									
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	学生証、在学証明書等																									
<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除	寄附金の領収書・寄附金控除に関する証明書・受領証等の原本																									

日本国外に居住する親族の扶養控除等を受ける場合（外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳が必要です。）

<input type="checkbox"/> 親族関係書類	戸籍の附票の写しや国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券の写し 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した出生証明書や婚姻証明書等
<input type="checkbox"/> 送金関係書類	外国送金依頼書の控え クレジットカード利用明細書等

※国外居住者の扶養親族が30歳以上70歳未満の場合、対象者に応じた書類（下表参照）の提出又は提示もあわせて必要となります。

対象者	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	障がい者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等書類	障害者控除の要件に従う	38万円以上の送金関係書類

(4) 課税されない方

区分	要件
非課税の方 (均等割も 所得割も 課税されない方)	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①令和8年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方 ②障がい者・未成人者(平成20年1月3日以降の生まれで未婚)・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方で、令和7年中の合計所得金額が1,350,000円以下の方 ③令和7年中の合計所得金額が次の金額以下の方(判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。) • 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合→450,000円(給与収入金額では1,100,000円) • 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 →350,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)+100,000円+210,000円</p>
均等割のみ 課税の方 (所得割が 課税されない方)	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①所得控除の合計額が総所得金額を上回る方 ②令和7年中の総所得金額等が次の金額以下の方(判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。) • 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合→450,000円(給与収入金額では1,100,000円) • 同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合 →350,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)+100,000円+320,000円</p>

【非課税となる所得の基準】

同一生計配偶者 +扶養親族数	均等割・所得割 非課税の判定式	合計所得金額	所得割非課税の判定式	総所得金額等
0人	$A \times 1 + 100,000$ 円	450,000円	$A \times 1 + 100,000$ 円	450,000円
1人	$A \times 2 + 100,000$ 円 + 210,000円	1,010,000円	$A \times 2 + 100,000$ 円 + 320,000円	1,120,000円
2人	$A \times 3 + 100,000$ 円 + 210,000円	1,360,000円	$A \times 3 + 100,000$ 円 + 320,000円	1,470,000円
3人	$A \times 4 + 100,000$ 円 + 210,000円	1,710,000円	$A \times 4 + 100,000$ 円 + 320,000円	1,820,000円

※ A : 350,000円

用語説明

- ① 収入 …自営業の場合には売上金額、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額欄に記載されている金額(手取り金額ではなく、源泉徴収額(所得税等)や社会保険料を差引く前の額)。
- ② 所得 …収入からその収入を得るための必要経費を差し引いた額。
- ③ 課税総所得金額 …総所得金額から所得控除額を差し引いた金額(千円未満の端数を切り捨てた金額)。
- ④ 総所得金額 …総合譲渡所得(長期)と一時所得の合計額の1/2に相当する金額と、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合譲渡所得(短期)、雑所得の金額との合計額。
- ⑤ 総所得金額等 …総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額(平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間については適用なし)、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額(源泉分離課税の対象となる退職所得は含まない)の合計額。
 ※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用後の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額。
- ⑥ 合計所得金額 …総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額(平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間については適用なし)、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額(源泉分離課税の対象となる退職所得は含まない)の合計額。
 ※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用前の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額。
- ⑦ 同一生計配偶者 …納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が580,000円(給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,230,000円)以下の人をいいます。
 ※同一生計配偶者が(特別)障がい者に該当する場合は、(特別)障害者控除を受けることができます。
- ⑧ 控除対象配偶者 …同一生計配偶者のうち、合計所得金額が10,000,000円以下である納税義務者の配偶者。

(5) 所得金額の項目

所得の種類	所得の概要	内容及び計算方法																																																					
① 営業等	建設業・販売業・飲食業・医師・弁護士・外交員等の事業から生じる所得	<p>所得金額 = 収入金額 - 必要経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入金額には、商品や製品等を家事で消費した場合や源泉徴収された税金も含みます。 ・必要経費とは収入を得るために要した費用で、日常の生活費や所得にかかる税金は必要経費となりません。  <p>ふじキュン♡</p>																																																					
② 農業	農作物の生産、家畜の飼育等から生じる所得																																																						
③ 不動産	地代・家賃・土地や家屋の権利による所得																																																						
④ 利子	預貯金・一般公社債の利子ならびに合同運用信託・公社債投資信託の収益の分配による所得	<p>所得金額 = 収入金額</p> <p>一般的な利子所得は源泉分離課税のため申告の必要はありません。</p> <p>ただし、国外の銀行等の預金利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。</p>																																																					
⑤ 配当	株式の配当金・特定株式投資信託の収益の分配、剰余金の分配による所得	<p>所得金額 = 収入金額 - 株式等の元本取得のために要した利子</p> <p>上場株式等から発生する配当所得（配当割による特別徴収済）については、申告するか否かを選択できます。</p> <p>申告することを選択した場合、次の2つから選択できます。</p> <p>①市民税3%、県民税2%の税率による申告分離課税</p> <p>②市民税6%、県民税4.025%による総合課税</p> <p>※市民税・県民税（住民税）が源泉徴収されていない配当がある場合には、市民税・県民税では配当額にかかわらず申告が必要になります。</p>																																																					
⑥ 給与	給与・賞与・賃金等の所得（パート・アルバイト含む）	<table border="1" data-bbox="555 853 1492 1123"> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得の算出（令和8年度以降）</th> </tr> <tr> <td>650,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～1,899,999円以下</td> <td>収入金額 - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円～3,599,999円</td> <td>(A) × 0.7 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(A) × 0.8 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>収入金額 - 1,950,000円</td> </tr> </table> <p>→ ※ (A) = { $\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ (小数点第1位以下切捨て) } × 4,000</p> <p>所得金額調整控除</p> <p>給与等の収入金額で850万円を超える人が（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合は給与所得の金額から下記の調整額が控除されます。</p> <p>① (ア) 納税者本人が特別障がい者である (イ) 23歳未満の扶養親族がいる（※） (ウ) 特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる（※） (※) 扶養家族が扶養控除対象外である場合も対象となります。その場合の記入方法はP12～13を参照してください。 【調整額】(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円) × 10%</p> <p>給与所得控除後の給与の金額と公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合 ② 【調整額】給与所得控除後の給与の金額(10万円を限度)+公的年金に係る雑所得の金額(10万円を限度)-10万円</p>	収入金額	給与所得の算出（令和8年度以降）	650,999円以下	0円	651,000円～1,899,999円以下	収入金額 - 650,000円	1,900,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円																																							
収入金額	給与所得の算出（令和8年度以降）																																																						
650,999円以下	0円																																																						
651,000円～1,899,999円以下	収入金額 - 650,000円																																																						
1,900,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円																																																						
3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円																																																						
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円																																																						
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円																																																						
⑩ 雜	国民年金・厚生年金・共済年金・年金基金・恩給等から生じる所得 ※障がい年金・遺族年金・老齢福祉年金等のみの方は非課税ですので、 同封の令和8年度市民税・県民税簡易申告書を提出ください。	<table border="1" data-bbox="524 1549 1476 2066"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>年金収入金額</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳未満 昭和36年 1月2日以降 生まれの方</td> <td>1,299,999円以下</td> <td>- 600,000円</td> <td>- 500,000円</td> <td>- 400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～ 4,099,999円</td> <td>× 0.75 - 275,000円</td> <td>× 0.75 - 175,000円</td> <td>× 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,699,999円</td> <td>× 0.85 - 685,000円</td> <td>× 0.85 - 585,000円</td> <td>× 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳以上 昭和36年 1月1日以前 生まれの方</td> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>× 0.95 - 1,455,000円</td> <td>× 0.95 - 1,355,000円</td> <td>× 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円超</td> <td>- 1,955,000円</td> <td>- 1,855,000円</td> <td>- 1,755,000円</td> </tr> <tr> <td>3,299,999円以下</td> <td>- 1,100,000円</td> <td>- 1,000,000円</td> <td>- 900,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昭和36年 1月1日以前 生まれの方</td> <td>3,300,000円～ 4,099,999円</td> <td>× 0.75 - 275,000円</td> <td>× 0.75 - 175,000円</td> <td>× 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,699,999円</td> <td>× 0.85 - 685,000円</td> <td>× 0.85 - 585,000円</td> <td>× 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>× 0.95 - 1,455,000円</td> <td>× 0.95 - 1,355,000円</td> <td>× 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円超</td> <td>- 1,955,000円</td> <td>- 1,855,000円</td> <td>- 1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			受給者の年齢	年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満 昭和36年 1月2日以降 生まれの方	1,299,999円以下	- 600,000円	- 500,000円	- 400,000円	1,300,000円～ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000円	× 0.75 - 175,000円	× 0.75 - 75,000円	4,100,000円～ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000円	× 0.85 - 585,000円	× 0.85 - 485,000円	65歳以上 昭和36年 1月1日以前 生まれの方	7,700,000円～ 10,000,000円	× 0.95 - 1,455,000円	× 0.95 - 1,355,000円	× 0.95 - 1,255,000円	10,000,000円超	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円	3,299,999円以下	- 1,100,000円	- 1,000,000円	- 900,000円	昭和36年 1月1日以前 生まれの方	3,300,000円～ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000円	× 0.75 - 175,000円	× 0.75 - 75,000円	4,100,000円～ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000円	× 0.85 - 585,000円	× 0.85 - 485,000円	7,700,000円～ 10,000,000円	× 0.95 - 1,455,000円	× 0.95 - 1,355,000円	× 0.95 - 1,255,000円	10,000,000円超	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																					
受給者の年齢	年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																			
65歳未満 昭和36年 1月2日以降 生まれの方	1,299,999円以下	- 600,000円	- 500,000円	- 400,000円																																																			
	1,300,000円～ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000円	× 0.75 - 175,000円	× 0.75 - 75,000円																																																			
	4,100,000円～ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000円	× 0.85 - 585,000円	× 0.85 - 485,000円																																																			
65歳以上 昭和36年 1月1日以前 生まれの方	7,700,000円～ 10,000,000円	× 0.95 - 1,455,000円	× 0.95 - 1,355,000円	× 0.95 - 1,255,000円																																																			
	10,000,000円超	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円																																																			
	3,299,999円以下	- 1,100,000円	- 1,000,000円	- 900,000円																																																			
昭和36年 1月1日以前 生まれの方	3,300,000円～ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000円	× 0.75 - 175,000円	× 0.75 - 75,000円																																																			
	4,100,000円～ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000円	× 0.85 - 585,000円	× 0.85 - 485,000円																																																			
	7,700,000円～ 10,000,000円	× 0.95 - 1,455,000円	× 0.95 - 1,355,000円	× 0.95 - 1,255,000円																																																			
10,000,000円超	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円																																																				

⑩ 雑 業務	⑧ 原稿料、講演料又はオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
	⑨ 著述家以外の原稿料や講演料、金銭の貸し付けによる利子及び生命保険の個人年金等の所得	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
⑪ 総合 譲渡・ 一時	譲渡：土地や建物等以外の資産（機械・器具・備品・書画・骨董品等）の譲渡による所得 一時：賞金、懸賞金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等の所得	所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除（最高 50 万円） 総合長期譲渡所得（5 年を超えて保有したものの譲渡）及び 一時所得については、所得金額の 1/2 の金額が課税対象となります。
分離課税	土地、建物等の土地の上に存する権利や株式等の譲渡、先物取引で得る所得	所得金額 = 収入金額 - 必要経費 ※申告する方は、市民税・県民税申告書と付表 1（様式は藤沢市ホームページからダウンロードできます）をあわせて提出してください
⑫については、①～⑥ + ⑩ + ⑪の所得金額の合計をご記入ください。		

(6) 所得から差し引かれる控除額の項目

控除の種類	内容及び計算方法		
⑬ 雑 損 控 除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他親族で総所得金額等の合計額が 580,000 円以下である人の有する資産について災害や盗難、横領等により損害を受けた場合、下記のア、イのうち多い方の金額を記入してください。</p> <p>ア（損害額 - 保険等で補填される金額） - 総所得金額等の 10% イ（災害関連支出 - 保険等で補填される金額） - 50,000 円</p>		
⑭ 医 療 費 控 除	<p>次の①、②のうちいずれかの控除を受けることができます。</p> <p>①医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費がある場合、金額を記入してください。（控除最高限度額 2,000,000 円）</p> $(\text{支払った医療費} - \text{保険等で補填される金額}) - \text{ア、イどちらか小さい金額} = \boxed{\text{医療費控除の金額}}$ <table style="margin-left: 200px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イ 総所得金額等の 5%</td> </tr> </table> <p>医療費控除を受けられる方は 15 ページの明細書をご使用ください。 <u>令和 3 年度から医療費の明細書が必須になりました。</u> <u>医療費控除の対象（例）は 15 ページ明細書に記載してあります。</u></p> <p>②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ O T C 医薬品（※ 1）等を購入した場合、その年中に支払った額が 12,000 円を超えるときは、その超える部分の金額（控除最高限度額 88,000 円）について、「医療費控除の特例」を受けることができます。 ただし、医療費控除の特例を受ける場合は、一定の取組（※ 2）を行っている必要があります。 (支払ったスイッチ O T C 医薬品等の総額 - 保険金等で補填される金額) - 12,000 円 (※ 1) 要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 ※医療機関で処方された医薬品は同制度の対象外です (詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。) (※ 2) 健康保持増進及び疫病への予防の取組として次のいずれかを実施していること。 ・健康診査 ・予防接種 ・定期健康診断 ・特定健康診査 ・がん検診</p>	ア 100,000 円	イ 総所得金額等の 5%
ア 100,000 円			
イ 総所得金額等の 5%			
⑮ 社 会 保 険 料 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために負担した社会保険料（国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）で、あなたが支払った金額を記入してください。（ただし、配偶者やその他親族の年金や給与から天引きされている国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等は、あなたの社会保険料控除とすることはできません。）		
⑯ 小 規 模 企 業 共 濟 等 掛 金 控 除	小規模企業共済法による共済掛金、確定拠出年金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った金額を記入してください。		

控除の種類	内容及び計算方法																																																																																							
	<p>あなたやあなたの親族が受取人となっている生命保険料等をあなたが支払った場合の控除 ※支払った金額は申告書に記入してください。</p> <p>ア 平成23年12月31日以前に締結した生命保険料・個人年金保険料を支払った場合の控除【旧制度】</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料</td> <td>旧生命保険料(一般) 円</td> <td>A</td> <td>旧個人年金保険料 円</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>A Bの金額</td> <td>控除額</td> <td></td> <td>控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>払込保険料全額 円</td> <td></td> <td>払込保険料全額 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円以下</td> <td>$A \times 0.5 + 7,500$円</td> <td>C</td> <td>$B \times 0.5 + 7,500$円</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円以下</td> <td>$A \times 0.25 + 17,500$円</td> <td></td> <td>$B \times 0.25 + 17,500$円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td></td> <td>一律35,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ 平成24年1月1日以後に締結した生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合の控除【新制度】</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料</td> <td>新生命保険料(一般) 円</td> <td>E</td> <td>新個人年金保険料 円</td> <td>F</td> <td>介護医療保険料 円</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>E F Gの金額</td> <td>控除額</td> <td></td> <td>控除額</td> <td></td> <td>控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>払込保険料全額 円</td> <td></td> <td>払込保険料全額 円</td> <td></td> <td>払込保険料全額 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円以下</td> <td>$E \times 0.5 + 6,000$円</td> <td>H</td> <td>$F \times 0.5 + 6,000$円</td> <td>I</td> <td>$G \times 0.5 + 6,000$円</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円以下</td> <td>$E \times 0.25 + 14,000$円</td> <td></td> <td>$F \times 0.25 + 14,000$円</td> <td></td> <td>$G \times 0.25 + 14,000$円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> <td></td> <td>一律28,000円</td> <td></td> <td>一律28,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>C + H 最大28,000円 (Cのみは最大35,000円) 円</td> <td>K</td> <td>D + I 最大28,000円 (Dのみは最大35,000円) 円</td> <td>L</td> <td>J 最大28,000円 円</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>生命保険料 控除額</td> <td>K + L + M (最大70,000円) ⑦に記載 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>新制度、旧制度の双方に支払っている場合の生命保険料又は個人年金保険料は、いずれかを控除額が高いほうを選択してください。(1円未満は切り上げ)</p>		支払った保険料	旧生命保険料(一般) 円	A	旧個人年金保険料 円	B	A Bの金額	控除額		控除額		15,000円以下	払込保険料全額 円		払込保険料全額 円		15,001円～40,000円以下	$A \times 0.5 + 7,500$ 円	C	$B \times 0.5 + 7,500$ 円	D	40,001円～70,000円以下	$A \times 0.25 + 17,500$ 円		$B \times 0.25 + 17,500$ 円		70,001円以上	一律35,000円		一律35,000円		支払った保険料	新生命保険料(一般) 円	E	新個人年金保険料 円	F	介護医療保険料 円	G	E F Gの金額	控除額		控除額		控除額		12,000円以下	払込保険料全額 円		払込保険料全額 円		払込保険料全額 円		12,001円～32,000円以下	$E \times 0.5 + 6,000$ 円	H	$F \times 0.5 + 6,000$ 円	I	$G \times 0.5 + 6,000$ 円	J	32,001円～56,000円以下	$E \times 0.25 + 14,000$ 円		$F \times 0.25 + 14,000$ 円		$G \times 0.25 + 14,000$ 円		56,001円以上	一律28,000円		一律28,000円		一律28,000円		合計	C + H 最大28,000円 (Cのみは最大35,000円) 円	K	D + I 最大28,000円 (Dのみは最大35,000円) 円	L	J 最大28,000円 円	M	生命保険料 控除額	K + L + M (最大70,000円) ⑦に記載 円					
支払った保険料	旧生命保険料(一般) 円	A	旧個人年金保険料 円	B																																																																																				
A Bの金額	控除額		控除額																																																																																					
15,000円以下	払込保険料全額 円		払込保険料全額 円																																																																																					
15,001円～40,000円以下	$A \times 0.5 + 7,500$ 円	C	$B \times 0.5 + 7,500$ 円	D																																																																																				
40,001円～70,000円以下	$A \times 0.25 + 17,500$ 円		$B \times 0.25 + 17,500$ 円																																																																																					
70,001円以上	一律35,000円		一律35,000円																																																																																					
支払った保険料	新生命保険料(一般) 円	E	新個人年金保険料 円	F	介護医療保険料 円	G																																																																																		
E F Gの金額	控除額		控除額		控除額																																																																																			
12,000円以下	払込保険料全額 円		払込保険料全額 円		払込保険料全額 円																																																																																			
12,001円～32,000円以下	$E \times 0.5 + 6,000$ 円	H	$F \times 0.5 + 6,000$ 円	I	$G \times 0.5 + 6,000$ 円	J																																																																																		
32,001円～56,000円以下	$E \times 0.25 + 14,000$ 円		$F \times 0.25 + 14,000$ 円		$G \times 0.25 + 14,000$ 円																																																																																			
56,001円以上	一律28,000円		一律28,000円		一律28,000円																																																																																			
合計	C + H 最大28,000円 (Cのみは最大35,000円) 円	K	D + I 最大28,000円 (Dのみは最大35,000円) 円	L	J 最大28,000円 円	M																																																																																		
生命保険料 控除額	K + L + M (最大70,000円) ⑦に記載 円																																																																																							
⑯生命保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料を支払った場合の控除。また、経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険料について従前と同様の控除を受けることができます。※支払った金額は申告書に記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料額</td> <td>地震保険料 円</td> <td>A</td> <td>支払った保険料額</td> <td>旧長期損害保険料控除額 円</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>全額</td> <td>控除額 $A \times 0.5$(最大25,000円) 円</td> <td>C</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (地震保険料控除額)</td> <td>C + D (最大25,000円) 円</td> <td></td> <td>5,001円～15,000円以下</td> <td>$B \times 0.5 + 2,500$円 円</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td></td> <td>申告書⑯に記入</td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円 円</td> <td></td> </tr> </table> <p>A、Bの両方に該当する契約(控除証明書に両方の金額記載)についてはいずれか一方の区分のみを控除することになります。</p>		支払った保険料額	地震保険料 円	A	支払った保険料額	旧長期損害保険料控除額 円	B	全額	控除額 $A \times 0.5$ (最大25,000円) 円	C	5,000円以下	全額 円		合計 (地震保険料控除額)	C + D (最大25,000円) 円		5,001円～15,000円以下	$B \times 0.5 + 2,500$ 円 円	D		申告書⑯に記入		15,001円以上	一律10,000円 円																																																															
支払った保険料額	地震保険料 円	A	支払った保険料額	旧長期損害保険料控除額 円	B																																																																																			
全額	控除額 $A \times 0.5$ (最大25,000円) 円	C	5,000円以下	全額 円																																																																																				
合計 (地震保険料控除額)	C + D (最大25,000円) 円		5,001円～15,000円以下	$B \times 0.5 + 2,500$ 円 円	D																																																																																			
	申告書⑯に記入		15,001円以上	一律10,000円 円																																																																																				
⑰地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする控除対象配偶者やその他の扶養親族が障がい者の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>該当書類</td> <td>一般障がい者：控除金額260,000円 身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B級 精神障がい者手帳2～3級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等</td> <td></td> <td>該当書類</td> <td>特別障がい者：控除金額300,000円 身体障がい者手帳1～2級 療育手帳A級 精神障がい者手帳1級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等</td> <td></td> <td>同居の場合： 特別障がい者一人につき230,000円が加算された金額となります。</td> </tr> </table> <p>※同一生計配偶者が(特別)障がい者に該当する場合は、(特別)障害者控除を受けることができます。</p>		該当書類	一般障がい者：控除金額260,000円 身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B級 精神障がい者手帳2～3級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等		該当書類	特別障がい者：控除金額300,000円 身体障がい者手帳1～2級 療育手帳A級 精神障がい者手帳1級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等		同居の場合： 特別障がい者一人につき230,000円が加算された金額となります。																																																																															
該当書類	一般障がい者：控除金額260,000円 身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B級 精神障がい者手帳2～3級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等		該当書類	特別障がい者：控除金額300,000円 身体障がい者手帳1～2級 療育手帳A級 精神障がい者手帳1級 福祉事務所長から「障がい者控除対象者認定書」が交付されている方等		同居の場合： 特別障がい者一人につき230,000円が加算された金額となります。																																																																																		
⑲障害者控除																																																																																								

控除の種類	内容及び計算方法																																																													
⑯ 勤 労 学 生 控 除	あなたが学生・生徒で合計所得金額が850,000円以下の場合(そのうち自己の勤労による所得(給与、事業等)以外の所得が100,000円以下である場合に限る。)【控除額は、260,000円】																																																													
⑰ 寡 婦 控 除 ⑯ ひ と り 親 控 除	あなたが寡婦・ひとり親で、かつ合計所得金額が500万円以下であり、下記のA、B、Cに当てはまる場合。																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたが女性</th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本人合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子(※) 子以外</td> <td>A B</td> <td>A B</td> <td>A —</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたが男性</th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本人合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子(※) 子以外</td> <td>C —</td> <td>C —</td> <td>C —</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	あなたが女性	配偶関係		死別	離別	未婚	本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	扶養親族	有	子(※) 子以外	A B	A B	A —		無	B	—	—	あなたが男性	配偶関係		死別	離別	未婚	本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	扶養親族	有	子(※) 子以外	C —	C —	C —		無	—	—	—	<p>(※)他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、前年の総所得金額等の合計額が580,000円以下(給与のみの場合は給与収入が1,230,000円以下)の生計を一にする者 住民票で事実婚(夫(未届)、妻(未届))であることが明記されている場合を除く。</p> <p>控除金額【住民税:A、Cひとり親=300,000円、B寡婦=260,000円】</p>																
あなたが女性	配偶関係		死別	離別	未婚																																																									
	本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下																																																									
扶養親族	有	子(※) 子以外	A B	A B	A —																																																									
		無	B	—	—																																																									
あなたが男性	配偶関係		死別	離別	未婚																																																									
	本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下																																																									
扶養親族	有	子(※) 子以外	C —	C —	C —																																																									
		無	—	—	—																																																									
⑮ 配 偶 者 控 除 ⑯ 配偶者特別控除 同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者を有し、下記にあてはまる場合。																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者合計所得金額</th> <th colspan="4">納税(義務)者の合計所得の金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>58万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者特別控除</td> <td>58万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>133万円超</td> <td colspan="3">配偶者控除・配偶者特別控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者合計所得金額	納税(義務)者の合計所得の金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし					
配偶者合計所得金額	納税(義務)者の合計所得の金額																																																													
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																										
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円																																																										
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																										
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																										
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円																																																											
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																										
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																										
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																										
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																										
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																										
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																										
	133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし																																																												
(※)年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の方は老人配偶者となります。																																																														
(※)納税(義務)者の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は同一生計配偶者に該当します。																																																														
あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が580,000円以下の方を扶養している場合 ア 16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以後生まれの方)…控除額0円 イ 扶養親族(ウ～カ以外で平成22年1月1日以前生まれの方)…控除額330,000円 ウ 特定扶養親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ(19歳以上23歳未満の方))…控除額450,000円 エ 特定親族特別控除(ウのうち合計所得額が580,000円超1,230,000円以下の方)…控除額は表のとおり オ 老人扶養親族(昭和31年1月1日以前生まれ(満70歳以上)の方で力にあたらない方)…控除額380,000円 カ 同居老親等扶養親族(オのうちあなたやあなたの配偶者の父母(祖父母等)で同居している方)…控除額450,000円 ※日本国外に居住する親族の扶養控除を受ける場合、親族関係書類・送金関係書類の提示が必要となります。3ページ「必要書類」参照。(留学生や障がい者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く年齢30歳以上70歳未満の日本国外居住者については、令和6年度以降の市民税・県民税申告から扶養控除の適用対象外となります。)																																																														
<特定親族特別控除>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>納税義務者の特定親族特別控除額</th> <th>区分^(特定親族が居住者)</th> <th>区分^(特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 85万円以下</td> <td>45万円</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>45万円</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>				特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	区分 ^(特定親族が居住者)	区分 ^(特定親族が非居住者)	58万円超 85万円以下	45万円	10	11	85万円超 90万円以下	45万円	20	21	90万円超 95万円以下	45万円	30	31	95万円超 100万円以下	41万円	40	41	100万円超 105万円以下	31万円	50	51	105万円超 110万円以下	21万円	60	61	110万円超 115万円以下	11万円	70	71	115万円超 120万円以下	6万円	80	81	120万円超 123万円以下	3万円	90	91																			
特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	区分 ^(特定親族が居住者)	区分 ^(特定親族が非居住者)																																																											
58万円超 85万円以下	45万円	10	11																																																											
85万円超 90万円以下	45万円	20	21																																																											
90万円超 95万円以下	45万円	30	31																																																											
95万円超 100万円以下	41万円	40	41																																																											
100万円超 105万円以下	31万円	50	51																																																											
105万円超 110万円以下	21万円	60	61																																																											
110万円超 115万円以下	11万円	70	71																																																											
115万円超 120万円以下	6万円	80	81																																																											
120万円超 123万円以下	3万円	90	91																																																											
特定親族特別控除に該当する場合、合計所得金額に応じて控除額の適用はありますが、扶養親族として扱われません。そのため、非課税の判定等における扶養親族数には含まれません。																																																														

②⑦ 基 础 控 除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">合計所得金額</td><td style="width: 50%;">基礎控除額</td></tr> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>—</td></tr> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	—
合計所得金額	基礎控除額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超～2,450万円以下	29万円										
2,450万円超～2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	—										
⑧については、⑬～⑦の合計額をご記入ください。											

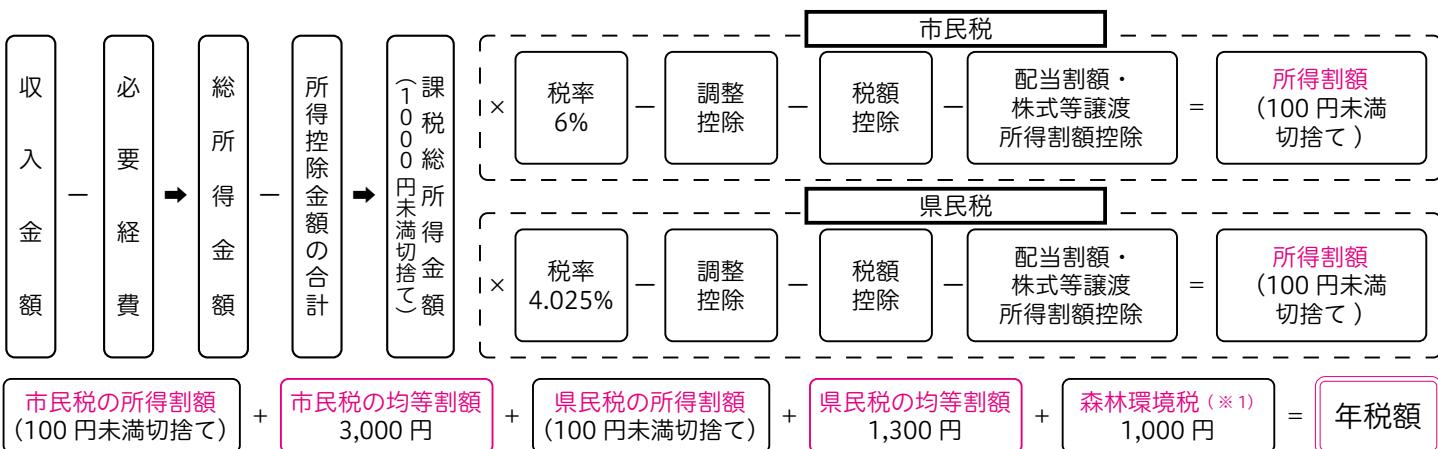
(7) 税額から差し引かれる控除額の項目

配 当 割 額 控 除・株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除	<p>上場株式等の配当による所得や、特別（源泉）徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得等、事前に市民税・県民税が特別（源泉）徴収されているものを申告した場合、その所得は総所得金額等に算入され、特別（源泉）徴収税額（配当割額・株式等譲渡所得割額）は、市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。 ※上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と異なる課税方式を選択することができないため、配当割額控除・譲渡割額控除を受ける場合、対象となる所得を確定申告で申告する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">区分</td><td style="width: 33%;">市民税</td><td style="width: 33%;">県民税</td></tr> <tr> <td>配当割額又は株式等譲渡所得割額</td><td>3/5</td><td>2/5</td></tr> </table>				区分	市民税	県民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5																																													
区分	市民税	県民税																																																					
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5																																																					
<p>株式配当等の配当所得があるときは、以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">種類</td> <td colspan="2" style="width: 45%;">課税総所得</td> <td style="width: 15%;">1,000万円以下の部分</td> <td style="width: 15%;">1,000万円超の部分</td> </tr> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>信託等</td> <td>特定外貨建証券投資信託（外貨比率特に高いもの）</td> <td>適用なし</td> <td>適用なし</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>私募証券投資</td> <td>一般外貨建証券投資信託（外貨比率高いもの）</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私募証券投資信託（一般外貨建てを除く）</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利益の配当</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.6%</td> </tr> </table> <p>※上場株式等の配当等で、申告不要制度を選択したものや、申告分離課税を選択したものは対象外。</p>				種類	課税総所得		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	市民税	県民税	市民税	県民税	信託等	特定外貨建証券投資信託（外貨比率特に高いもの）	適用なし	適用なし	適用なし	私募証券投資	一般外貨建証券投資信託（外貨比率高いもの）	0.4%	0.3%	0.2%		私募証券投資信託（一般外貨建てを除く）	0.8%	0.6%	0.4%		利益の配当	1.6%	1.2%	0.8%					0.6%																		
種類	課税総所得		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																																		
	市民税	県民税	市民税	県民税																																																			
信託等	特定外貨建証券投資信託（外貨比率特に高いもの）	適用なし	適用なし	適用なし																																																			
私募証券投資	一般外貨建証券投資信託（外貨比率高いもの）	0.4%	0.3%	0.2%																																																			
	私募証券投資信託（一般外貨建てを除く）	0.8%	0.6%	0.4%																																																			
	利益の配当	1.6%	1.2%	0.8%																																																			
				0.6%																																																			
外 国 税 額 控 除	<p>外国において生じた所得で、その国の法令により所得税等が課税された場合には、所得税、市民税及び県民税の控除限度額の範囲内において、①所得税②県民税所得割額③市民税所得割額の順番に余っている場合控除されます。 ※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用。</p>																																																						
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	<p>令和7年分の所得税から控除しきれなかった場合、令和8年度の市民税・県民税所得割額から控除します。 ①対象者：平成28年1月1日～令和3年12月31日の間に入居した方で、<u>消費税率8%又は10%が適用されていない方</u> 令和4年1月1日～令和7年12月31日の間に入居した方（東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住の用に供することができなくなった納税者が住宅の再取得等をして居住の用に供した場合も含む） ただし、令和4年中の入居の場合でも、特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する場合には②の控除額が適用されます。 ※特別特例取得とは、特別特定取得（消費税率10%）のうち、新築（注文住宅）については令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅や中古住宅等については令和2年1月2月1日から令和3年11月30日までに契約したものをいいます。 特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40m²以上50m²未満の住宅の取得等をいいます。 控除額：ア～ウのうち最も少ない金額 ア 住宅借入金等特別控除可能額から所得税額を差し引いた金額 イ 所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の5% ウ 97,500円（控除限度額） ②対象者：平成28年1月1日～令和3年12月31日の間に入居した方で、<u>消費税率8%又は10%が適用の方</u> 東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住の用に供することができなくなった納税者で平成28年1月1日～令和3年12月31日の間に住宅の再取得等をして居住の用に供した方（消費税率8%又は10%の適用は無関係） 控除額：ア～ウのうち最も少ない金額 ア 住宅借入金等特別控除可能額から所得税額を差し引いた金額 イ 課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の7% ウ 136,500円（控除限度額）</p>																																																						
寄 附 金 税 額 控 除	<p>次の①～④に該当する寄附金がある場合は、一定額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 50%;">寄 附 種 類</th> <th style="width: 50%;">控除区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">①</td> <td>都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金「ふるさと納税」</td> <td>ワンストップ特例制度適用の方 ワンストップ特例制度無効の方（6団体以上にふるさと納税、確定申告書、市民税・県民税申告書提出（※））</td> <td>A+B+C A+B</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会に対する寄附金</td> <td></td> <td>Aのみ</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>藤沢市市税条例で定める法人又は団体に対する寄附金</td> <td></td> <td>Aのみ（市民税のみ）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>神奈川県県税条例で定める法人又は団体に対する寄附金</td> <td></td> <td>Aのみ（県民税のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）確定申告書、市民税県民税申告書を提出される方は、必ずふるさと納税分を含めた申告が必要となります。</p> <p>「ふるさと納税ワンストップ特例制度」…確定申告が不要な給与所得者等が都道府県又は市区町村に対し寄附を行う際、5団体以内であれば寄附先の団体にワンストップ特例の申請をすることで確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けられる制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 50%;">控除区分</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">A</td> <td>基本控除額</td> <td colspan="2">(寄附金の合計（※）-2,000円) × (市民税6%・県民税4%) ※総所得金額等の30%が上限となります。</td> </tr> <tr> <td>特例控除額</td> <td colspan="2">(寄附金①の合計額-2,000円) × {90% - (※特例控除額の計算に用いる割合) × 1.021} × 市民税3/5・県民税2/5 ※特例控除額は、市民税・県民税の所得割額（調整控除後）のそれぞれ20%が限度になります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%;">B</td> <td></td> <td>課税総所得金額-人の控除の差額</td> <td>割 合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,950,000円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,300,001円～6,950,000円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,950,001円～9,000,000円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9,000,001円～18,000,000円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,000,001円～40,000,000円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,000,000円超</td> <td>40% 45%</td> </tr> </tbody> </table>				寄 附 種 類		控除区分	①	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金「ふるさと納税」	ワンストップ特例制度適用の方 ワンストップ特例制度無効の方（6団体以上にふるさと納税、確定申告書、市民税・県民税申告書提出（※））	A+B+C A+B	日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会に対する寄附金		Aのみ	③	藤沢市市税条例で定める法人又は団体に対する寄附金		Aのみ（市民税のみ）	④	神奈川県県税条例で定める法人又は団体に対する寄附金		Aのみ（県民税のみ）	控除区分		計算方法		A	基本控除額	(寄附金の合計（※）-2,000円) × (市民税6%・県民税4%) ※総所得金額等の30%が上限となります。		特例控除額	(寄附金①の合計額-2,000円) × {90% - (※特例控除額の計算に用いる割合) × 1.021} × 市民税3/5・県民税2/5 ※特例控除額は、市民税・県民税の所得割額（調整控除後）のそれぞれ20%が限度になります。		B		課税総所得金額-人の控除の差額	割 合		1,950,000円以下	5%		3,300,001円～6,950,000円以下	10%		6,950,001円～9,000,000円以下	20%		9,000,001円～18,000,000円以下	23%		18,000,001円～40,000,000円以下	33%		40,000,000円超	40% 45%
寄 附 種 類		控除区分																																																					
①	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金「ふるさと納税」	ワンストップ特例制度適用の方 ワンストップ特例制度無効の方（6団体以上にふるさと納税、確定申告書、市民税・県民税申告書提出（※））	A+B+C A+B																																																				
	日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会に対する寄附金		Aのみ																																																				
③	藤沢市市税条例で定める法人又は団体に対する寄附金		Aのみ（市民税のみ）																																																				
④	神奈川県県税条例で定める法人又は団体に対する寄附金		Aのみ（県民税のみ）																																																				
控除区分		計算方法																																																					
A	基本控除額	(寄附金の合計（※）-2,000円) × (市民税6%・県民税4%) ※総所得金額等の30%が上限となります。																																																					
	特例控除額	(寄附金①の合計額-2,000円) × {90% - (※特例控除額の計算に用いる割合) × 1.021} × 市民税3/5・県民税2/5 ※特例控除額は、市民税・県民税の所得割額（調整控除後）のそれぞれ20%が限度になります。																																																					
B		課税総所得金額-人の控除の差額	割 合																																																				
		1,950,000円以下	5%																																																				
		3,300,001円～6,950,000円以下	10%																																																				
		6,950,001円～9,000,000円以下	20%																																																				
		9,000,001円～18,000,000円以下	23%																																																				
		18,000,001円～40,000,000円以下	33%																																																				
		40,000,000円超	40% 45%																																																				

寄附金税額控除	C ワンストップ 特例控除額	特例控除額で計算した市民税・県民税に次の割合をかけて計算します。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除の差額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,950,000 円以下</td> <td>84.895 分の 5.105</td> </tr> <tr> <td>1,950,001 円 ~ 3,300,000 円以下</td> <td>79.79 分の 10.21</td> </tr> <tr> <td>3,300,001 円 ~ 6,950,000 円以下</td> <td>69.58 分の 20.42</td> </tr> <tr> <td>6,950,001 円 ~ 9,000,000 円以下</td> <td>66.517 分の 23.483</td> </tr> <tr> <td>9,000,000 円超</td> <td>56.307 分の 33.693</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額 - 人的控除の差額	割合	1,950,000 円以下	84.895 分の 5.105	1,950,001 円 ~ 3,300,000 円以下	79.79 分の 10.21	3,300,001 円 ~ 6,950,000 円以下	69.58 分の 20.42	6,950,001 円 ~ 9,000,000 円以下	66.517 分の 23.483
課税総所得金額 - 人的控除の差額	割合											
1,950,000 円以下	84.895 分の 5.105											
1,950,001 円 ~ 3,300,000 円以下	79.79 分の 10.21											
3,300,001 円 ~ 6,950,000 円以下	69.58 分の 20.42											
6,950,001 円 ~ 9,000,000 円以下	66.517 分の 23.483											
9,000,000 円超	56.307 分の 33.693											
分離課税が適用される所得を有する方で、課税総所得金額を有しない方、又は人的控除の合計が課税総所得金額を上回る方は、適用される割合が異なります。												
<p>■「ふるさと納税」寄附金限度額の目安について■</p> <p>市民税・県民税の試算システムより、寄附金限度額の目安を調べることができます。</p> <p>藤沢市 HP https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zekin/shimin/shinkokusho.html</p>												

控除の種類	内容及び計算方法																																							
		所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額に基づく調整をするため、次の①又は②で求めた金額を所得割額から控除します。																																						
		①合計課税所得金額が 2,000,000 円以下の場合 次のアトイのいずれか小さい額の市民税 3%・県民税 2% に相当する額 ア『人的控除の差』の合計額 イ『合計課税所得金額』																																						
		②合計課税所得金額が 2,000,000 円を超える場合 {『人的控除の差』の合計額 - (合計課税所得金額 - 2,000,000 円)} (ただし、50,000 円以下の場合は 50,000 円とする。) の市民税 3%・県民税 2% に相当する額 合計課税所得金額…所得控除後の課税総所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得控除</th> <th>所得税</th> <th>市県民税</th> <th>控除差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td> <td>一般 27 万円</td> <td>26 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別 40 万円</td> <td>30 万円</td> <td>10 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障がい者加算</td> <td>35 万円</td> <td>23 万円</td> <td>12 万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親・寡婦控除 (8 ページ参照)</td> <td>A 35 万円 B 27 万円 C 35 万円</td> <td>30 万円 26 万円 30 万円</td> <td>5 万円 1 万円 1 万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得控除</th> <th>所得税</th> <th>市県民税</th> <th>控除差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤労学生控除</td> <td>27 万円</td> <td>26 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般扶養 38 万円</td> <td>33 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>特定扶養 63 万円 老人扶養 48 万円 同居老親 58 万円</td> <td>45 万円 38 万円 45 万円</td> <td>18 万円 10 万円 13 万円</td> </tr> </tbody> </table>			所得控除	所得税	市県民税	控除差	障害者控除	一般 27 万円	26 万円	1 万円		特別 40 万円	30 万円	10 万円	同居特別障がい者加算	35 万円	23 万円	12 万円	ひとり親・寡婦控除 (8 ページ参照)	A 35 万円 B 27 万円 C 35 万円	30 万円 26 万円 30 万円	5 万円 1 万円 1 万円	所得控除	所得税	市県民税	控除差	勤労学生控除	27 万円	26 万円	1 万円		一般扶養 38 万円	33 万円	5 万円	扶養控除	特定扶養 63 万円 老人扶養 48 万円 同居老親 58 万円	45 万円 38 万円 45 万円	18 万円 10 万円 13 万円
所得控除	所得税	市県民税	控除差																																					
障害者控除	一般 27 万円	26 万円	1 万円																																					
	特別 40 万円	30 万円	10 万円																																					
同居特別障がい者加算	35 万円	23 万円	12 万円																																					
ひとり親・寡婦控除 (8 ページ参照)	A 35 万円 B 27 万円 C 35 万円	30 万円 26 万円 30 万円	5 万円 1 万円 1 万円																																					
所得控除	所得税	市県民税	控除差																																					
勤労学生控除	27 万円	26 万円	1 万円																																					
	一般扶養 38 万円	33 万円	5 万円																																					
扶養控除	特定扶養 63 万円 老人扶養 48 万円 同居老親 58 万円	45 万円 38 万円 45 万円	18 万円 10 万円 13 万円																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(老人) 配偶者の合計 所得金額</th> <th>(老人) 配偶者控除 (控除対象配偶者の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>~ 900 万円以下</td> <td>~ 58 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900 万円超~ 950 万円以下</td> <td>控除差 5 万円 (10 万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>950 万円超~ 1,000 万円以下</td> <td>控除差 4 万円 (6 万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000 万円超~</td> <td>控除差 2 万円 (3 万円)</td> </tr> </tbody> </table>			(老人) 配偶者の合計 所得金額		(老人) 配偶者控除 (控除対象配偶者の場合)	配偶者控除	~ 900 万円以下	~ 58 万円		900 万円超~ 950 万円以下	控除差 5 万円 (10 万円)		950 万円超~ 1,000 万円以下	控除差 4 万円 (6 万円)		1,000 万円超~	控除差 2 万円 (3 万円)																					
(老人) 配偶者の合計 所得金額		(老人) 配偶者控除 (控除対象配偶者の場合)																																						
配偶者控除	~ 900 万円以下	~ 58 万円																																						
	900 万円超~ 950 万円以下	控除差 5 万円 (10 万円)																																						
	950 万円超~ 1,000 万円以下	控除差 4 万円 (6 万円)																																						
	1,000 万円超~	控除差 2 万円 (3 万円)																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基礎控除の差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>~ 2,400 万円以下</td> <td>5 万円 (※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400 万円超~ 2,450 万円以下</td> <td>5 万円 (※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,450 万円超~ 2,500 万円以下</td> <td>5 万円 (※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,500 万円超~</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			基礎控除の差額		合計所得金額	~ 2,400 万円以下	5 万円 (※)		2,400 万円超~ 2,450 万円以下	5 万円 (※)		2,450 万円超~ 2,500 万円以下	5 万円 (※)		2,500 万円超~	—																						
基礎控除の差額																																								
合計所得金額	~ 2,400 万円以下	5 万円 (※)																																						
	2,400 万円超~ 2,450 万円以下	5 万円 (※)																																						
	2,450 万円超~ 2,500 万円以下	5 万円 (※)																																						
	2,500 万円超~	—																																						
		<p>※調整控除の算出等に用いる金額であり、実際の個人住民税と所得控除額とは一致しません。</p>																																						

(8) 計算方法 (総合課税分)



※1 森林環境税(国税)については、市県民税(個人住民税)均等割と併せて 1,000 円が課税されます。 (18ページ参照)

※2 分離課税分については、項目ごとに税率が異なりますので藤沢市公式HPをご確認ください。

◎市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

藤沢市公式ウェブサイト【<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zezin/shimin/shinkokusho.html>】で、令和8年度市民税・県民税申告書の作成、市民税・県民税額の試算ができます。藤沢市ホームページ>トップページ>暮らし・手続き>税金>個人市民税>申告に関するこ（申告書の作成・ふるさと納税の計算など）>令和8年度個人市県民税の試算および申告書の作成ができるようになりました>令和8年度個人市県民税の試算および申告書の作成へ（外部サイトへリンク）



(9) 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択

令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）から、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。確定申告において申告された上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、市民税・県民税においても申告されたことになり、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。また、申告不要とした場合は配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除の対象にはなりませんのでご留意ください。

		上場株式等の配当所得		
		総合課税	分離課税	申告不要制度
税率	所得税	累進課税率	15.315%	15.315%（源泉徴収）
	市民税・県民税	10.025%	5%	5%（源泉徴収）
配当控除の適用	あり	なし	なし	なし
配当割額控除の適用	あり	あり	なし	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない	できない
合計所得金額への算入	算入	算入	算入	不算入

		特定公社債等の利子所得等		上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)	
		分離課税	申告不要制度	分離課税	申告不要制度
税率	所得税	15.315%	15.315%（源泉徴収）	15.315%	15.315%（源泉徴収）
	市民税・県民税	5%	5%（源泉徴収）	5%	5%（源泉徴収）
配当割・譲渡割額控除の適用		あり	なし	あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない	できる	できない
合計所得金額への算入		算入	不算入	算入	不算入

（注意1）確定申告において申告不要制度を選択できるのは、源泉徴収ありの特定口座で取引したものに限ります。

（注意2）分離課税で申告する方は、付表1をあわせて提出してください。

（注意3）特定口座内で損益通算している場合は、同一の源泉徴収口座内の取引すべて（配当所得も含む）において、同じ方法で申告が必要です。

（注意4）源泉徴収ありの配当所得等及び譲渡所得等を申告する場合、原則確定申告が必要となります。市民税・県民税申告書でのみ申告をしても適用されない場合があります。

※ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書など、株や配当の内容が分かるもの（コピー可）を持参してください。

（上記の書類を税務署へ提出している場合は、確定申告書の控えを持参してください。）

※市民税・県民税申告書及び付表の様式は藤沢市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zezin/shimin/setsume/jyojyokabushikitounoshonkokuhouhou.html>



ふじキュン♡

(10) 申告書の書き方

申告書の書き方

※申告書は、黒いインクのボールペンで記入してください。
※計算方法がわからない場合、必要資料の提出があれば、市民税課職員が計算・記入します。ただし、申告者の住所・氏名・生年月日・電話番号は必ず記入してください(扶養している方の情報や本人該当控除に関する情報も必ず記入してください)。また、医療費控除の明細書など、医療費の合計はご自身で計算してください。

「1月1日の住所」欄は令和8年1月1日の住所を記載してください。

⑭「医療費控除」の申請をする場合は、15ページにある明細書の提出が必須になります。

該当欄に支払合計額を記載してください。

該当の場合は記載漏れがないようにしてください。

所得金額調整控除に該当する場合、5ページ⑥給与の網掛け欄の①+②の控除の合計を記載してください。

被扶養者欄は記載漏れがないように記載してください。所得金額調整控除を受けるためだけに記載する場合(扶養家族が扶養控除対象ではない)は調整欄に□を記載してください(5ページ⑥を参照)。

特定親族特別控除を受ける場合、「特定親族の合計所得金額」の欄に特定親族の方の合計所得金額を記載してください。(確認欄は職員が記入します。)

令和8年度 市民税・県民税申告書

藤沢市長

1月1日の住所 藤沢市 朝日町1番地の1

現住所 同上 その他

フリガナ エノシマ タロウ

生年月日 大昭平年令

氏名 江の島 太郎

代理者欄 氏名

※市民税・県民税申告書を提出した方でも、他の課税資料が届いた場合には、市民税・県民税申告書と異なる課税内容となることがあります。

○所得から差し引かれる金額に関する事項

		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
⑬雑損控除		損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
		円	円	円	
⑭医療費控除		①支払った医療費等 120,000円	②保険金等で補填される金額 0円	③差引負担額 120,000円	
		一般	④10万円又は総所得の5%の少ない金額 100,000円	⑤④-③=	20,000円
		特例	⑥セルフメディケーション税制 ⑦-12,000円=		
⑮社会保険料控除		国民健康保険料	150,000円	確	
		介護保険料	30,000円	確	
		後期高齢者医療保険料	50,000円	確	
		国民年金保険料		円確	
⑯生命保険料控除		その他の社会保険料	20,000円	円確	
		新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
		介護医療保険料の計		円確	
⑰地震保険料控除		地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
		10,000円	13,000円	確	
⑲～⑳本人該当		⑪障害者控除 □身体(級) □精神(級) □療育()	⑫勤労学生控除 手帳確 福祉確	⑬寡婦控除 □死別 □離婚 □生死不明	
		⑭～⑯	⑰～⑲	⑳～㉑	
		⑭～⑯	⑰～⑲	⑳～㉑	
		⑭～⑯	⑰～⑲	⑳～㉑	
㉒配偶者控除		所得金額調整控除		円	
		㉓配偶者控除	江の島 南	生年月日 大昭 平 32・11・25	■同居 □別居 □国外
㉔配偶者特別控除		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑯障がい	身・精・療(級)確	
		同一生計 配偶者 合計所得金額			
㉕扶養控除		江の島 海	生年月日 大昭 平 51・5・15	■同居 □別居 □国外	確認 特定親族の合計所得金額
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑯障がい	身・精・療(級)確	統括
㉖特定親族特別控除		江の島 渚	生年月日 大昭 平 13・7・25	■同居 □別居 □国外	確認 特定親族の合計所得金額
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑯障がい	身・精・療(1級)確	孫
㉗孫		江の島 貝	生年月日 大昭 平 16・6・27	■同居 □別居 □国外	確認 600,000
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑯障がい	身・精・療(級)確	孫
㉘孫		江の島 潮	生年月日 平令 30・10・10	■同居 □別居 □国外	統括
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑯障がい	身・精・療(級)確	孫

※1 16歳未満の扶養親族(控除対象外)

申告書の控えがご必要な方は、本庁舎受付(出張申告は不可)の際にご相談をください。

面

年 月 日提出	整理番号	12345678	
		個人番号 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ; 7 ; 8 ; 9 ; 0 ; 1 ; 2	
26年 1月 23日	電話番号	0466(25)1111	
		続柄 <input type="checkbox"/> 証明発行(職員記入)	
マ・通・住・免・診・保 官・パ・キ・その他()		翌年度の申告書発送 <input type="checkbox"/> 不要(職員記入)	
収入金額等	事業	営業等 ①	円
	農業	②	
	不動産	③	
	配当	④	
	給与	⑤	500,000
	公的年金等	⑥	2,987,654
	業務	⑦	
	その他	⑧	1,000,000
	総合譲渡	短期 ⑨	
		長期 ⑩	
一時	⑪		
所得金額等	事業	営業等 ⑫	
	農業	⑬	
	不動産	⑭	
	利子	⑮	
	配当	⑯	
	給与	⑰	0
	公的年金等	⑱	1,887,654
	業務	⑲	
	その他	⑳	800,000
	(⑰~⑲までの計)	㉑	2,687,654
総合譲渡・一時	㉒		
(⑫~㉑までの合計)	㉓	2,687,654	
所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉔	
	医療費控除	㉕	20,000
	社会保険料控除	㉖	250,000
	小規模企業共済等掛金控除	㉗	
	生命保険料控除	㉘	70,000
	地震保険料控除	㉙	14,000
	障害者控除・勤労学生控除	㉚	530,000
	寡婦控除・ひとり親控除	㉛	
	配偶者控除・配偶者特別控除	㉜	330,000
	扶養控除	㉝	660,000
特定親族特別控除	㉞	450,000	
基礎控除	㉟	430,000	
(㉔~㉟までの合計)	㉟	2,754,000	
給与所得・4月1日現在65歳以上の方の公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法(○で囲んでください。)			
自分で納付(普通徴収)		給与天引(特別徴収)	
		受付・作成 点検	

整理番号については、記入不要です。

マイナンバーカードの裏面、通知カードの表面等を確認して記載してください。

「電話番号」欄は日中連絡が行える番号を記載してください。

5、6ページの計算式により算出した所得を記載してください。

6~9ページをご確認いただき記載してください。

裏面

◎所得の内訳記入欄

所得種	支払者の名称	収入金額	必要経費
給与	(株)藤沢市民税・県民税商事	500,000 円	円
年金	日本年金機構	2,987,654	
雑	鶴沼生命保険	1,000,000	200,000

所得種別に支払者の名称及び収入金額等を記入してください。

(11) 医療費控除の明細書の書き方、医療費控除の明細書

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②医療を受けた年月 ③医療を受けた者 ④医療を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

2 医療費（上記1以外）の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療費を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

※11月～12月分の医療費通知が届く前に申告される場合には、領収書に基づき記入してください。

（「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払い先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものをチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記1(3)と同様です。

例：藤沢太郎さんが〇〇病院に通院した場合

令和7年2月18日 診療 6,500円、通院（JR、バス）往復 780円

令和7年5月28日 診療 5,500円、通院（JR、バス）往復 780円

計：12,000円 計：1,560円

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払い先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
藤沢 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000円	円
藤沢 太郎	JR・バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円	円

令和8年度 医療費控除の明細書

◎この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制を受けられません。

◎平成30年度の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要になり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

令和3年度からは医療費控除の明細書が必須となりました。

医療費控除の対象となるもの（例）

- ・医師や歯科医師に支払った医療費
 - ・病院や診療所等に支払った医療費
 - ・病気やけがの治療、療養のために購入した医薬品の代金
 - ・治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、柔道整復師に支払った施術費
　　←(治療に直接関係ないものは対象外)
 - ・通院するために支払った電車・バス等の交通費
　　←(やむを得ない場合を除きタクシー代は対象外)
 - ・寝たきりの方のおむつ代(「おむつ使用証明書」が必要)
 - ・ストマ用装具の購入費(「ストマ用装具使用証明書」が必要)

医療費控除の対象とならないもの（例）

- ・人間ドック等の治療を目的としない費用
 - ・インフルエンザ等の予防接種
 - ・美容目的のための歯列矯正費用
 - ・コンタクトレンズの費用、近視・遠視のために買った眼鏡代（※白内障等の治療の一環として使用する眼鏡代は対象）

※処方箋が必要

・健康診断

※健康診断等の結果、重大な疾患が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾患の治療を行った場合にはその健康診断等のための費用も医療費控除の対象になります。

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を提示又は添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された 医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際 に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保 険などで補填される金額
円	Ⓐ	円

職員確認欄

確

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

医療費の合計 ① (Ⓐ+Ⓑ) 円 ② (Ⓒ+Ⓓ) 円

※イ、□は申告書の医療費控除欄と対応しています。

(12) 令和8年度(令和7年中)の収入がなかった方

令和7年中の所得が無かった方(非課税所得(遺族年金・障がい年金等)のみも含む)で、①～③のいずれかに該当する方は令和8年度市民税・県民税簡易申告書を提出してください。

- ①国民健康保険等に加入している方(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定に必要)
- ②所得(課税)証明書等を発行する方
- ③各種手当(児童扶養手当等)の申請や受給をする方

令和8年度市民税・県民税簡易申告書の書き方

(8) 令和8年度市民税・県民税簡易申告書
私は、令和7年中に収入がなかったことを申告します。

フリガナ	フジサワ タロウ
氏名	藤沢 太郎
明・大昭平・令60年 5月 25日生 電話0466(12)3456	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	※マイナンバー(個人番号)を記入してください
令和8年1月1日の住所	
藤沢市朝日町1番地の1	
※令和8年1月1日現在藤沢市に居住していない場合、以下の記入は必要ありません。	
■令和7年中の状況	
該当する番号を○で囲み、必要事項をすべて記入してください。	
① 次の方から扶養又は援助を受けていた。	
氏名	藤沢 親太郎 続柄 父
住所	申告者と同じ イ.その他(住所を記入してください)
(イ.その他に○と記入した方のみ) 申告者が居住している家屋敷(借家含む)はどなたの名義ですか?	
名義人氏名 続柄	
※1の方が藤沢市外に居住している場合は、1の方が家屋敷課税の対象となることがあります。	
2. 次の年金を受給していた。(該当項目に○)	
ア. 遺族年金	イ. 障がい年金
3. その他(預金・生活保護・雇用保険等)	
(職員記入欄)	
マイナンバー(個人番号)確認欄 マ・通・住・免・診・保・官・バ・キ・ その他()	
整理番号	

申告する方の個人を特定する大事な項目です。フリガナ・氏名・生年月日・電話番号・令和8年1月1日の住所をご記入ください。

「令和7年中の状況」の記入欄です。1～3で該当する番号に必ず○印をつけてください。

- 1 どなたから扶養または援助を受けていたか氏名等をご記入ください。(申告する方が扶養していた方ではありません。)
※上記1の方が藤沢市外に居住し、その方が居住地(国外も含む)で住民税が課税されている場合には、上記1の方が家屋敷課税の対象となります。
- 2 遺族年金、障がい年金等のみ受給されていた方
- 3 預金や生活保護や雇用保険等、申告不要の所得のみで生活をされていた方は3に○印をつけ、下線の上に状況を記入してください。



マイナンバーカードもしくは通知カードに記載されているマイナンバー(個人番号)をご記入ください。

※令和7年中収入がなかった方で、令和8年度市民税・県民税簡易申告書を提出する場合は、令和8年度市民税・県民税申告書を提出する必要がありません。

家屋敷課税について

表面上段

1月1日の住所	藤沢市 シンガポール
現住所	その他
フリガナ	フジサワ タロウ
氏名	藤沢 次郎
生年月日	大昭平 43年1月2日
代理者欄	氏名 藤沢 花子
個人番号	0123(45)6789
確認欄	□ 証明発行(職員記入)

裏面

家屋敷に関する事項
(市外に住所があり、藤沢市内に居住用家屋を有する人は記入してください。)

藤沢市の物件所在地
藤沢市朝日町1番地の1
勤務先(会社名)
辻堂商事株式会社
家族が居住する家屋敷(借家含む)は…
ア 本人名義、又は共有名義
イ. その他()

賦課期日(令和8年1月1日)現在、藤沢市に住所がない方でも、藤沢市内に自分または家族が住むことを目的とした、自由に居住することができ独立性のある本人名義又は共有名義の家屋敷(借家含む)を有する方は、家屋敷課税として、市民税・県民税の均等割(4,300円)が課税されます。
※森林環境税(1,000円)は課税されません。

ただし、他人に貸し付ける目的で所有しているものや、現に他人に貸し出している状態のものは対象になりません。
※家屋敷課税は市の仕事である保健、教育、防災、清掃、道路等の費用を負担していただく主旨のものであり、固定資産税とは性質が異なります。

(13) 申告 Q&A

Q 令和8年度市民税・県民税とは何ですか。

A 市民税・県民税は、令和7年中の所得・控除に応じて、令和8年1月1日現在に住所がある市(県)に納めていただく税金です。

Q 所得税と市民税・県民税はどう違うのですか。

A 所得税は国の税金、市民税・県民税(個人住民税)は1月1日にお住まいの市(県)で課税される税金のことです。所得税については国に、市民税・県民税は市(県)に納付します。

所得税は、その年の所得に応じた税額を、その年の年末調整や確定申告により計算し、納付します。それに對し市民税・県民税の税額は、前年の所得に応じて計算、決定され、市から税額が通知されます。

Q なぜこの申告の説明書が送付されてきたのですか。市民税・県民税の申告は必ず必要ですか。

A この申告の説明書は、前年度の申告実績等に基づいてお送りしています。申告の必要有無については、1ページをご確認ください。

Q 昨年申告したのですが、今年も申告が必要ですか。

A 年度ごとに市民税・県民税の計算を行っているため、必要になります。

Q 亡くなった方の申告は行わなければならぬのですか。

A 市民税・県民税はその年の1月1日に住所がある市(県)で課税されます。1月2日以降に亡くなられた方であっても申告を行い(申告の必要有無は1ページ参照)、税額が発生する場合は相続人に納税通知書を発送させていただきます。また「相続人代表者指定届」または「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の提出も必要になります。

Q 市民税・県民税の申告は直接窓口に行かなければならぬのですか。

A 郵送での申告やマイナンバーカードを利用した電子での申告も受け付けています。また、前年中に収入がなかった方は「市民税・県民税簡易申告書」(はがき)でも申告できます。

Q 社会保険料や生命保険料などの控除証明書の提出は必要ですか。

A 必要です。控除証明書の提出や提示がない場合は原則、控除額に反映されません。

Q 郵送で申告したいのですが、計算方法が難しく記載できません。どうしたらよいですか?

A 必要書類を同封いただければ、市民税課職員が計算いたします。ただし、申告者の住所・氏名・生年月日・電話番号は必ず記載してください(扶養している方がいる場合や本人該当控除に該当する場合は、その方の情報も記載してください)。また、医療費控除の明細書など、医療費の合計はご自身で計算してください。

Q 申告期間中に申告に行きたいが、何時頃が混雑していますか。

A 日によって変動があるほか、天気にも左右されますが、混雑することが多いのは、申告初日や最終日です。混雑する時間帯は、午前10時～午後2時頃です。

Q 申告書は市民センターでもらえますか。

A 申告期間中は市民センターに申告書を配架していますので、受け取ることができます。ただし、申告書を市民センターに提出することはできません。(出張申告として、その市民センターで申告受付を行っている日に限り提出することができます。日程は3ページをご参照ください。)

Q 年金の収入のみしかない。簡易申告書(はがき)の提出でよいですか。

A 公的年金は申告の必要な収入となります。ただし、65歳以上の方で年金収入が155万円以下の方、又は、65歳未満の方で年金収入が105万円以下の方は、申告不要です。それを超える方で、申告できる控除がある場合には市民税・県民税申告書の提出をお願いします。遺族年金、障がい年金は非課税となりますので、16ページ①～③のいずれかに該当する方は簡易申告書(はがき)の提出をお願いいたします。

Q 市民税・県民税の税額はどのくらいになりますか。

A 藤沢市の公式ウェブサイトで試算ができます。

【<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zekin/shimin/shinkokusho.html>】

藤沢市ホームページ>トップページ>暮らし・環境>税金>個人市民税>

申告に関すること(申告書の作成・ふるさと納税の計算など)

令和8年度個人市県民税の試算および申告書の作成ができるようになりました>

令和8年度個人市県民税の試算および申告書の作成へ(外部サイトへリンク)



Q 会社で働いていますが、申告の必要はありますか。

A 給与収入のみの場合、勤務先が藤沢市へ『給与支払報告書』を提出していれば、本人が申告する必要はありません。※提出の有無については勤務先に確認してください。ただし、各種控除(医療費控除など)を追加する場合は、申告を行ってください。

Q 会社で勤務していますが、どうしたら源泉徴収票を発行(再発行)できますか。

A 勤務先が発行するものですので、勤務先にお問い合わせください。

Q 公的年金を受給していますが、どうしたら源泉徴収票を発行(再発行)できますか。

A 日本年金機構等の各年金保険者が発行するものですので、各年金保険者にお問い合わせください。

Q 森林環境税とは何ですか。

A 下記「森林環境税について」をご覧ください。

■森林環境税について■

地球温暖化防止、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、平成31年3月「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。この法律に基づき令和6年度から国内に住所を有する個人に森林環境税(国税)が導入され、個人市県民税の均等割と併せて年額1,000円を市が賦課徴収します(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条、第8条)。

森林環境税(国税)の税収については、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ分配され、間伐等の森林の整備、木材利用の促進や普及啓発等の施策に充てられます。

個人市県民税の均等割については、東日本大震災を踏まえた防災のための施策に必要な財源確保のため、平成26年度から年額1,000円(市・県民税各500円)の引上げが全国でなされていましたが、この臨時の措置は令和5年度で終了となりました。

○個人市県民税の均等割の税額と森林環境税

税の種類		令和5年度まで	令和6年度以降
市民税	個人市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税	個人県民税均等割	1,500円	1,000円
	水源環境保全税	300円	300円
国税	森林環境税	なし	1,000円
合計		5,300円	5,300円

令和8年度市民税・県民税の申告書添付書類台紙

住所		フリガナ 名前	
----	--	------------	--

●郵送で申告される場合、下記及び裏面の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出してください。市民税課窓口又は出張申告会場で申告される場合、のりづけは不要です。その場で職員に提示してください。

のりしろ

本人確認書類（写）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

●マイナンバーカードの表面および裏面の写しを貼ってください。



表面



裏面

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

●「I番号確認書類」の写しと「II本人確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し

- 通知カード
(現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。)
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるもの)

などのうちいずれか1つ

II本人確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し

- 運転免許証
- 身体障がい者手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

+

所得資料のりしろ

社会保険料・小規模企業共済等掛金控除のりしろ

生命保険料控除のりしろ

地震保険料控除のりしろ

その他資料のりしろ

のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください

切り取り線